

報告第 22 号

小城市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 9 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成一〇年六月一七日文部大臣裁定）に基づき、減免単価および算定基準に変更があったため、小城市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正をする必要がある。

小城市告示第 号

小城市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

幼稚園保育料等従来条件補助基準表

補助単価（年額）

区 分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
生活保護世帯	79,000円	79,000円	79,000円
市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円
上記以外の世帯		40,000円	79,000円

（注）

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
補助単価 × （保育料の支払月数 + 3） ÷ 15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
補助単価 ÷ 12月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等補助新条件基準表

補助単価（年額）

区 分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
生活保護世帯	79,000円	79,000円
市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	50,000円	79,000円
上記以外の世帯	40,000円	79,000円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
補助単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式(算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により減額して適用する。
補助単価 ÷ 12月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数
- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定

様式第4号を次のように改める。
様式第4号（第7条関係）

年 月 日

小城市長 様

園児の住所

園児の保護者



年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

小城市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、関係資料を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等 減免措置階層 区分	A 補助対象 経費 円	B 補助金 額 円	C 補助金 交付決 定額 円	D B、C のうち 低い方 の額 円	E 不用額 円
生活保護世帯・ 市民税非課 税・市民税所得 割非課税世帯・ 上記以外の世帯					
計					

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 26 年度補助金から適用する。

現 行	改 正 案
<p data-bbox="398 288 862 316">小城市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="293 387 371 414">附 則</p> <p data-bbox="255 435 387 462">(施行期日)</p> <p data-bbox="248 483 987 510">この告示は、公布の日から施行し、平成 <u>25</u> 年度補助金から適用する。</p>	<p data-bbox="1355 288 1818 316">小城市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1249 387 1328 414">附 則</p> <p data-bbox="1211 435 1344 462">(施行期日)</p> <p data-bbox="1205 483 1944 510">この告示は、公布の日から施行し、平成 <u>26</u> 年度補助金から適用する。</p>

別表第1（第2条関係）

幼稚園保育料等従来条件補助基準表

減免単価（年額）

区 分	1 人就園の場合及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者（第 1 子）	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者（第 2 子）	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児（第 3 子以降）
生活保護世帯・市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円
上記以外の世帯		—	79,000 円

（注）

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
補助単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

別表第1（第2条関係）

幼稚園保育料等従来条件補助基準表

減免単価（年額）

区 分	1 人就園の場合及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者（第 1 子）	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者（第 2 子）	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児（第 3 子以降）
生活保護世帯	79,000 円	79,000 円	79,000 円
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	20,000 円	50,000 円	79,000 円
上記以外の世帯		40,000 円	79,000 円

（注）

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。
補助単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15
- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

補助単価 ÷ 12 月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数

4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

補助単価 ÷ 12 月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数

4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

5 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等補助新条件基準表

減免単価（年額）

区 分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
生活保護世帯・市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	35,000 円	79,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

別表第2（第2条関係）

幼稚園保育料等補助新条件基準表

減免単価（年額）

区 分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
生活保護世帯	79,000 円	79,000 円
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	50,000 円	79,000 円
上記以外の世帯	40,000 円	79,000 円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われる場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

補助単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15

- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

補助単価 ÷ 12 月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数

- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

補助単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15

- 3 転入又は転出した場合の補助限度額は、次の算式（算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により減額して適用する。

補助単価 ÷ 12 月 × 当該年度における市内在住期間の保育料の支払月数

- 4 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

- 5 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

小城市長 様

園児の住所

園児の保護者



年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

小城市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、関係資料を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等減免措置階層区分	A 補助対象経費	B 補助金額 円	C 補助金交付決定額	D B、Cのうち低い方の額	E 不用額
<u>生活保護世帯</u> <u>市民税非課税・市民税所得割非課税世帯</u>					
計					

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

小城市長 様

園児の住所

園児の保護者



年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

小城市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条の規定により、関係資料を添えて次のとおり実績報告書を提出します。

保育料等減免措置階層区分	A 補助対象経費	B 補助金額 円	C 補助金交付決定額	D B、Cのうち低い方の額	E 不用額
<u>生活保護世帯</u> <u>市民税非課税・市民税所得割非課税世帯</u> <u>上記以外の世帯</u>					
計					

